

(添付資料)

第 48 回南極条約協議国会議 (ATCM48) の開催概要について

■会議の概要

令和 8 (2026) 年 5 月 11 日 (月) から同月 21 日 (木) まで、「第 48 回南極条約協議国会議 (ATCM48)」を広島市において開催します。同会議の日本での開催は平成 6 (1994) 年以来、32 年ぶりになります。

我が国は、南極条約の原署名国及び協議国として、南極を巡る議論に積極的に貢献してきました。今回の会議では、南極における活動の透明性の確保や近年活発になっている観光活動への対応、気候変動が南極地域に与える影響等について協議し、未来志向の南極条約体制の更なる強化を目指します。

■我が国の南極地域観測活動や自然保護の取組について

会議の会場となる広島国際会議場 1 階では、掲示物 (タペストリー) を用いて、日本の南極地域観測活動や南極での自然保護の取組について広報します。

■記者会見の開催等について

我が国としては、各国の南極における活動についての透明性を高めることが重要と考えています。そのため、ATCM48 での議論の内容等を国民の皆様にも広くお知らせするため、会議の直前及び直後に記者会見を開催します。

また、ATCM48 の取材には、「取材者証」を事前に申請・取得し、携行いただく必要があります。申請については以下のリンクを御参照ください。

・ 会見日時：令和 8 (2026) 年 5 月 12 日 (火) 午前開会後及び 5 月 21 日 (木) 夕方閉会後

・ 第 48 回南極条約協議国会議 (ATCM48) の取材記者証申請について (外務省サイト)

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ic/ge/pagew_000001_02559.html

■関連会合の開催について

ATCM48 の開催に合わせて以下の会合が開催されます。これらの会合はいずれも非公開となります。

- ・ 環境保護に関する南極条約議定書に基づく環境保護委員会 (CEP) 会合
- ・ 気候変動とモニタリングに関する環境保護委員会 (CEP) / 南極の海洋生物資源の保存に関する科学委員会 (SC-CAMLR) 合同ワークショップ

なお、CEP/SC-CAMLR 合同ワークショップは、特定のテーマについて専門家が、発表及び議論を行うもので、開催は 10 年ぶりとなります。

(参考 1) 南極条約

1 昭和 34 (1959) 年に日本、アメリカ、イギリス、フランス、ソビエト連邦 (当時) 等 12 か国により採択され、昭和 36 (1961) 年に発効。

2 令和 8 (2026) 年 4 月現在、締約国数は 58 か国。

3 南緯 60 度以南の地域に適用され、以下を主な内容とする。

- ・ 南極地域の平和的利用 (軍事基地の建設、軍事演習の実施等の禁止) (第 1 条)
- ・ 科学的調査の自由と国際協力の促進 (第 2、3 条)

- ・南極地域における領土権主張の凍結（第4条）
- ・核爆発及び放射性廃棄物処分の禁止（第5条）

（参考2）南極条約協議国会議（ATCM：Antarctic Treaty Consultative Meeting）

南極において積極的に科学調査活動を実施している国は協議国（29か国）と称される。南極条約協議国会議（ATCM：Antarctic Treaty Consultative Meeting）は、協議国が南極地域の平和的利用、科学的研究の促進、生物資源の保護・保存等につき議論する会合。ATCMは協議国が持ち回りで概ね年1回の頻度で開催している。ATCMにおいては、環境保護に関する南極条約議定書に基づき、環境保護委員会（CEP：Committee for Environmental Protection）の会合も開催される。

（参考3）第48回南極条約協議国会議（ATCM48）ウェブサイト（情報発信、イベント、メディア登録等：外務省サイト）

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ic/ge/pagew_000001_02414.html

以上